



CREATIVE Management Consulting Co., Ltd.  
日本国公認会計士 金澤 厚



## 第134回 タイ国 ビジネス事例 不正・誤謬・不備事例 ⑩

今回も引き続き不正事例をご紹介します。

会計処理の不正、会社財産に関する不正、会計処理方法や税務上の処理方法の誤り(=誤謬)、内部統制に関する不備(=会社のチェック体制の不備)などは、日本のみならず、タイにおいても様々なケースが発生していると考えられます。

事例をご紹介しますながら、会社として、管理者としてどういった点に注意すべきなのか、どういった対応方法が必要なのか考えてみましょう。

### (事例の概要)

今回は連結売上高が1千億円を超える会社での事例で、外国公務員贈賄に関してご紹介します。

#### (まとめ)

- ・不正の種類:外国子会社の役職者から税関局職員への現金交付
- ・事案の内容:X国の子会社に税務局の調査が入り、追徴金として8,900万円相当が生じる旨告げられたが、減額交渉の結果、1,500万円相当の現金交付により追徴金の減額を受けた。

### (対象会社株式会社 T の概要・贈賄防止の体制)

T 株式会社(以下、T 社とします)は、プラスチック成型メーカーのひとつで、ハウスウェア合成樹脂製品・工業品合成樹脂製品の製造及び販売を行っている。国内子会社 3 社(うち連結子会社 2 社)、海外に 11 社の子会社を有する。

T 社は 2023 年 3 月期の売上高 1,020 億円、経常利益 38 億円(連結ベース)となっている。

子会社のうち X 国に所在する XT 社が有する投資ライセンスでは、「成形部品、合成プラスチック、金型の生産、加工、組立及び販売」となっている。しかし、金型を輸入し、そのまま販売する行為は含まれていなかった。

贈賄防止の体制として、以下の通り規程等を設けている。

- ・就業規則には、懲戒解雇事由として、「業務に関し不正、不当に金品その他を授受した時」とある。
- ・コンプライアンスマニュアルには、「公務員との健全な関係」として、「海外公務員に対する金銭の贈与も不正競争防止法により処罰される他、その国の法令に違反する可能性がある」との記載がある。

### (調整金支払いの経緯・会計処理・背景)

2019 年、X 国税務局の定期税務調査を受けた結果、8,900 万円相当の追徴税額が発生する旨が XT 社に告げられた。また、同時に投資ライセンスに関して、税優遇に疑義があり、追加投資資本分に関して税優遇対象外になる可能性が高く、仮に税優遇が否定された場合、最大 1.5 億円程度の追徴課税がなされる可能性がある旨告げられた。

税務局との折衝の中で、税務局調査リーダーから暗に現金の要求を受け、XT 社では本社にも確認のうえ要求金額 1,500 万円相当の現金を、調査担当管理部長が直接手渡した。

当該支払い金については複数回の修繕費や消耗品費という領収証を準備し、6 ヶ月間に複数回に分

割して処理された。また、最終的に追徴税額は約 3,200 万円相当となった。

XT 社においては、2017 年にも関税局の調査を受けており、この時は追徴税額 18 億円相当額との指摘に対し、1,000 万円相当額を支払うことにより、指摘事項なしという結果を受けていた。

更に XT 社は通関申告において、申告 1 件当たり法定費用とは別に 500 円相当の追加費用を支払い、抜き打ち検査のために不定期に来訪する税関職員に対し、1 回当たり 2,500 円相当を倉庫にて現金交付していた。年間では 200 万円以上になることもあり、2014 年から 2019 年までの間の合計額は 1,360 万円相当となっていた。

T 社グループでは、他国でも自社の管理状況の不備から追徴課税を避けるため外国公務員に現金交付を行っていた事例が複数発覚している。

### (発生要因・背景)

T 社の調査報告書(2020 年 4 月 2 日公表)によれば、今回の事案の原因分析の結果、以下の各点が指摘された。

#### ① 外国公務員への現金交付を未然に防止できなかった原因

- ・要求された追徴額の支払いを減額ないし免れるという目先の経済的利益のためならどのような手段でも正当化されてしまっていた。
- ・X 国など新興国においては現地公務員から金銭要求を受けることは多く、他社も支払っていると解釈していた。過去から長年の慣行として行われてきたことも背景として挙げられる。

#### ② T 社取締役等の対応は危機対応としては合理性を欠くものであった

- ・外国公務員贈賄リスクに対して無防備なままで海外事業展開を進めてしまった。近年の ESG という観点からは外国公務員贈賄という犯罪に関わるリスクを過小評価していた。
- ・取締役自らが虚偽の経理処理を容認していた。
- ・十分な情報収集とその分析・検討に基づく意思決定が欠如していた。税務当局の指摘に対して十分な検討が行われることなく安易な判断が行われていた。

#### ③ T 社取締役会が取締役の判断や行動を是正するガバナンス機能を発揮できなかった

- ・監査等委員への報告が遅れ、結果的に隠ぺいしていたと判断される状況であった。この背景として監査法人にも伝わると「大ごとになる」という判断があったという。
- ・取締役会場でオープンに議論して分析検討し、全員で責任ある意思決定をするという本来の役割を否定するものであった。

### (再発防止策・この事例の示唆)

当該事案に対して調査報告書は以下のような点を提言している。

#### ① 外国公務員贈賄リスク管理体制の整備

不正競争防止法が改正され今後改正法が施行されることが予定されている。その中で、外国公務員贈賄に関しては個人や法人への罰則が強化されている点に留意すべきである。

#### ② 問題行為に対する適切な有事対応のマニュアル化

問題行為が察知される前に、どう行動すべきかをマニュアル化しておくことが有用である。次号では外国公務員贈賄への事前対応についてご紹介します。

## CREATIVE MANAGEMENT CONSULTING Co., LTD.

会計、税務に関する各種相談、顧問、タイに進出する日系中堅企業を強力に支援いたします。

**1.税務診断、2.M&A サポート、3.スタートアップサービス、4.管理支援サービス**

【連絡先】日本国公認会計士 金澤 厚

Mobile: +66 8 4708 2408 E-mail: kanazawa@cmcs.co.th